

10年経ったら交換しましょう



自治会のみなさま

もう、お済ですか？

住宅用火災警報器の共同購入

住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過...
そろそろ電池切れかも？

取り換えは10年が目安です！



自治会で共同購入をしましょう！
共同購入のメリットはいっぱい



- ① 地域全体の住宅用火災警報器設置率が向上し、防火体制が強化される。
- ② 住民同士のつながりが深まり、防災力が向上する。
- ③ 住宅用火災警報器の正しい情報が得られ、悪質な訪問販売等からの被害を防止できる。
- ④ 高齢等で自ら取付け等ができない方も安心して参加できる。
- ⑤ 取扱業者と団体での交渉ができ、スケールメリットを活かした交渉ができる。

彦根市消防本部 予防課

詳しくは、裏面へ



住宅用火災警報器の 共同購入を消防職員が お手伝いいたします

共同購入を進めるには、会議の設定や回覧板の作成、購入数の取りまとめ、さらには業者との交渉など、何かと手間や時間がかかります。自治会役員の皆様のご負担となるこれらの業務の一部を消防職員がお手伝いします。

お手伝い その1

自治会等における研修会等において、住宅防火対策と住宅用火災警報器についてご説明します。

お手伝い その2

何かとご負担になる自治会会員への案内通知作成のお手伝いや、機器や受注業者を選択する際に、消防本部が受注業者を取りまとめている彦根防火保安協会との橋渡しとなるなど、業者とのマッチングのお手伝いをします。

お手伝い その3

ご自分で住宅用火災警報器を取り付けられないご高齢の方に代わって、取付支援を行います。

さらに、詳しいことは……

〒522-0054 彦根市西今町415番地

彦根市消防本部 予防課

☎0749-22-0332 FAX0749-22-9427

受付時間：土日祝祭日を除く9時から17時まで

住警器設置で
安全な暮らし



忘れていませんか？ 住宅用火災警報器の 点検・交換！



誰でも簡単！住宅用火災警報器の点検・交換

●点検は定期的に

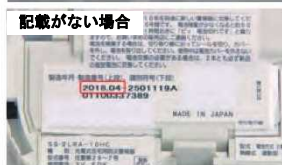
本体のボタンを押すか、付属の紐を引きます。
正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。
少なくとも年に2回は点検しましょう。
(春・秋火災予防運動の時期に実施することを推奨)

反応しない場合は、すぐに**交換**しましょう！

●交換の目安は10年

設置から10年以上の場合も**交換**しましょう！

設置年数は、設置の時に記入した設置年月や交換期限で確認できます。
記載がない場合は、製造年でおおよその時期がわかります。



再確認！ 設置しなければならない箇所

寝室

就寝に使用している部屋

階段

寝室がある階の階段の上端



※ 火災が発生する恐れのある台所や居間にも、つとめて設置しましょう。

市内の住宅用火災警報器の奏功事例

【事例】こんろで調理中、その場を離れたため・・・
台所のコンロで、てんぷら油を使用し調理中、その場を離れたところ、住警器が作動しました。台所に戻ると鍋から火があがっていたため、すぐに消火し火災には至りませんでした。



消防本部予防課 ☎ 22-0332
消防署南分署 ☎ 43-5670

消防署本署 ☎ 22-6119
消防署北分署 ☎ 23-0119



地震火災を防ごう！

地震火災を防ぐポイント

- ◆ 住まいの耐震性を確認しましょう
- ◆ 家具等の転倒防止対策(固定)を行いましょ
- ◆ 感震ブレーカーを設置しましょ
- ◆ ストーブ等の暖房器具の周辺は整理整頓し可燃物を近くに置かないようにしましょ
- ◆ 住宅用消火器等および住宅用火災警報器を設置しましょ
- ◆ 停電中は電気器具のスイッチを切るとともに電源プラグをコンセントから抜きましょ。また、避難するときはブレーカーを落としましょ
- ◆ 石油ストーブや石油ファンヒーターから油漏れの有無を確認しましょ
- ◆ ガス機器、電気器具および石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認しましょ
- ◆ 再通電後は、しばらく電気器具に異常がないか注意を払いましょ(煙、におい等)
- ◆ 消防団や自主防災組織等へ参加しましょ
- ◆ 地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図りましょ

地震時の通電火災にご注意



地震火災防止のため感震ブレーカーを設置しましょ！

感震ブレーカーの種類など詳細についてはこちらへ

消防庁HP
掲載リーフレット

https://www.fdma.go.jp/publication/movie/juutaku_bouka/items/r06_denkikasaiyobou_leaflet.pdf



リチウム蓄電池が原因の火災が急増しています！

- ◆ PSEマーク等が付された製品の購入する
- ◆ 使用時の取扱い説明書を遵守する
- ◆ 衝撃を与えないよう適切に取り扱い、おやみに分解しない
- ◆ 電池の膨張などの異常が生じた場合は使用を中止する
- ◆ 不要になった充電式電池の処分は地域のルールに従って処分する



充電式電池



ごみの出し方(彦根市)
市HP番号:26712

消防本部予防課 ☎ 22-0332
消防署南分署 ☎ 43-5670

消防署本署 ☎ 22-6119
消防署北分署 ☎ 23-0119

林野火災注意報・林野火災警報 の運用開始について

1 運用開始の経緯・概要

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災をはじめ、以降、今治市や岡山市など全国的に大規模な林野火災が多く発生したことから、総務省消防庁の提言を受け、彦根市火災予防条例を一部改正し、令和8年1月1日から林野火災注意報および林野火災警報の運用を開始しました。

2 彦根市火災予防条例の一部改正の内容

彦根市火災予防条例に「第3章の3 林野火災の予防」を追加し、第29条の8において「林野火災注意報」を、第29条9において「林野火災警報」に係る規定を制定しました。

3 林野火災注意報の発令基準

林野火災注意報の発令基準は、下記①または②のいずれかの該当する時に発令します。

ただし、当日に降水が見込まれる場合および積雪がある場合は発令しないことがあります。

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下である場合において、前30日間の合計降水量が30mm以下であるとき。
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下である場合において、乾燥注意報が発表されたとき。

4 林野火災警報の発令基準

林野火災警報は、上記の**林野火災注意報の発令基準に該当し、かつ、強風注意報**が発表されたときに発令します。

なお、林野火災警報についても、当日に降水が見込まれる場合および積雪がある場合には、発令しないことがあります。



5 発令の対象となる期間、解除について

- ① 林野火災注意報および林野火災警報は、上記に規定する発令基準に該当しなくなったときに解除します。
- ② 林野火災注意報および林野火災警報の発令の対象となる期間は、**1月から5月まで**となります。

6 林野火災注意報、林野火災警報が発令された場合の規制

彦根市火災予防条例第29条の8および29条の9の規定により、以下の行為に対し**「火の使用の制限」**がかかります。「林野火災注意報」の場合は**「努力義務」**となりますが、「林野火災警報」が発令された場合は**「義務」**となります。

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと
- ② 煙火を消費しないこと
- ③ 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと
- ④ 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生する恐れが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと
- ⑥ 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取り灰または火粉を始末すること

7 林野火災注意報、林野火災警報発令時の**「火の使用の制限」**に従わなかった場合

林野火災注意報は、警報発令の前段階として**「努力義務」**を課すもので罰則は伴いません。**林野火災警報**は、「火の使用の制限」の**「義務」**を課すもので、「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」が制限され、これに違反した場合は消防法第44条の規定に基づき**30万円以下の罰金または拘留**の対象となります。

8 規制となる区域

森林法（昭和26年法律第246号）第5条の規定により滋賀県知事が作成する地域森林計画および同法7条2の規定により森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画の対象となっている区域

※ 詳しくは、下記の彦根市ホームページにてご確認ください。



彦根市ホームページ

林野火災注意報・林野火災警報の運用開始について



https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shobohom/2_1/6/29175.html